様式２（単独申請用）

有償運送許可申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　 　　　　　千葉運輸支局長　殿

住所

氏名又は名称

代表者名

（連絡先：　　　　　　　　　　　　　　）

（担当者：　　　　　　　　　　　　　　）

　自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第７８条第３号の規定により申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 運送需要者 | 警察、道路管理者、消防、ロードアシスタンス会社、事故車及び故障車の使用者等 |
| 有償運送を必要とする理由 | 交通の安全と円滑の阻害となる事故車等を緊急排除し、公共の福祉に寄与するため |
| 自動車登録番号等 |  |
| 運送しようとする物 | 道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車 |
| 運送しようとする期間 | 令和　　　年　　　月　　　日　から  令和　　　年　　　月　　　日　まで |
| 運送しようとする区間 | 道路上の現場（原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送 |
| 任意保険の内容 |  |
| 研修の実施 | （別紙） |

　 ※　添付書類

　①任意保険等の証書（写）

　②自動車検査証（写）

　③研修の受講状況（別紙）

（別紙）

令和　年　月　日

　 　　　　　運輸支局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　（研修実施団体）

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

研修の受講状況

下記受講者に対し、事故車等の排除業務に関する研修を行ったことを証明します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受  講  者 | 事業者名 |  |
| 住所 |  |
| 代表者名 |  |
| 受講者名 |  |
| 受講年月日 | |  |
| 受講内容 | |  |

* 以下の場合は、運輸支局の受付印のあるこの証書の写しが必要になります。

　 ・複数の運輸支局へ申請する場合

　 ・許可後に別の車両を新たに申請する場合 （官庁使用欄）

|  |  |
| --- | --- |
| ※　証書の再交付はいたしませんので、保管には十分ご注意ください。 |  |

様式２－２（単独申請用）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 有償運送許可証 | | | | 注　意　事　項    　　　　１．登録若しくは車両番号の指定を受けていない（自動車登録番号標等のない）自動車又は市区町村から標識の交付を受けていない（標識のない）原動機付自転車の運送を行わないこと。  ２． 太枠の欄は、予め記入すること。 |
|  | 氏名又は名称 |  |  |
| 自動車登録番号等 |  |
| 運送する物 | 道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車 |
| 許可期間 | 令和　　　年　　　月　　　日から  令和　　　年　　　月　　　日まで |
| 運送区間 | 道路上の現場（原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送 |
|  | |
| 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。  １．この許可証は、車積載車の外側から見やすいようにして表示すること。  ２．この許可証は、再交付を受ける場合（許可証の紛失の場合を除く。）又は許可期間が過ぎた場合は、速やかに返納すること。  ３．有償運送許可要件に該当しなくなった場合又は許可された運送する物若しくは運送区間の制限を超えて有償運送を行った場合は、許可を取り消すことがある。  　令和　　年　　月　　日　　　　　第　　　号許可  　 運輸支局長　　　印 | | | |
|